

海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(概要)

資料9-2

経緯

近年、国内外から大量の漂着物が我が国の海岸に漂着。
→海岸の環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、漁業への影響等が発生。

「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁
会議取りまとめ」（平成19年4月）

「海岸漂着物処理推進法」制定
(平成21年7月)

対策の3本柱

海岸漂着物等の円滑な処理と発生抑制

多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国際的な協力の推進

総合的な海岸の環境の保全

- ・良好な景観
- ・多様な生態系
- ・生活衛生の向上

海岸漂着物対策の基本的方向

●円滑な処理と効果的な発生抑制

●多様な主体の連携の確保

●国際的な協力の推進

<海岸漂着物等の円滑な処理>

①海岸管理者等の処理の責任等

- 海岸管理者等：海岸の自然的社会的条件、海岸漂着物等の量・質に即した海岸漂着物等の処理のため必要な措置の実施
- 海岸漂着物対策の経緯等の地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努める
- 市町村の協力義務：市町村は、必要に応じ、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収、回収された海岸漂着物等の処理施設への受入等による協力

②市町村の要請

③地域外からの海岸漂着物に対する連携

④その他の事項

- 回収後は廃棄物処理法に基づき適正に処分。原因者の特定が可能な場合、関係法令に基づき原因者の責任において処理
- 被害が著しい地域における処理の推進、災害等による大規模漂着時の災害関連制度の活用等の推進
- 離島地域等での廃棄物処理施設の整備の支援

<効果的な発生抑制>

①3Rの推進による循環型社会の形成

- 循環型社会形成推進基本法に規定する基本原則に基づき、各種リサイクル法の適切な実施をはじめ、3Rを推進

②発生状況や原因の実態把握

- 国・地方公共団体は定期的に調査を実施
- 我が国から周辺国に漂着する物に関する実態把握

③国民や事業者によるごみ等の適正な処理の推進

- 国民：生活系ごみの減量化、分別収集への協力等
- 事業者：海岸漂着物等に散見される、事業活動に伴って生じる廃棄物の適正な処分

④ごみ等の投棄の防止

- 廃棄物処理法等に基づく不法投棄の規制を着実に実施
- 生活系ごみ等、身近なごみ等の散乱防止に向けた国民の意識啓発（環境教育の推進、普及啓発）
- 河川を経由する陸域起因のごみ対策の推進
 - ・パトロール等の監視活動の実施
 - ・清掃活動によるごみ等の投棄がしにくい環境の創出
 - ・警告看板の設置

⑤ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

- 国民・事業者による物や土地の適正な維持・管理
- イベントや露店の営業等、一時的な事業活動への対策

⑥海域における漂流物等の回収対策の推進

<多様な主体の連携の確保>

①国民や民間団体等の積極的な参画の促進

- 国による関係者の連携強化の施策（知識の普及、望ましい活動の推奨等）

②自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

③民間団体等との緊密な連携と活動の支援

- 財政上の配慮、技術的助言等
- 活動の安全性への配慮

<国際的な協力の推進>

○政策対話等を通じた関係国への働きかけ

○NOWPAP(北西太平洋地域海行動計画)を活用した関係国の理解の促進

○海外から大量に漂着した廃ポリタンク等について、関係国に対して原因究明や対策の実施を強く要請。協議等が進められている関係国とは、協力関係を一層強化

その他

- 環境教育・普及啓発
- 海岸漂着物対策活動推進員等の活用
- 技術開発・調査研究の推進
 - ・効率的な回収方法
 - ・効率的な処理技術
 - ・発生原因の究明手法
 - ・成果の普及

地域計画の作成に関する基本的事項

- 事前調査の実施
- 関係者の意見の反映
- 海岸漂着物対策推進協議会での協議
- 都道府県間の情報交換
- 全国的・広域的な視点に基づく取組の推進

重点区域の設定

- 海岸の景観・環境に特に支障が生じ、重点的に対策を講ずることが必要な地域を対象
- 合理的・必要な範囲の設定と広域的検討
- 離島等への配慮

対策の内容

- 海岸漂着物等の処理等に関する事項（主体、処理方法、時期・頻度等）
- 海岸漂着物等の発生抑制のための方策に関する事項（主体、施策内容、時期等）
- 普及啓発・環境教育に関する方策（主体、施策内容、時期等）

役割分担・相互協力に関する事項

その他必要な事項

- ・モニタリングの実施
- ・災害等の緊急時における対応
- ・他の計画等との整合等
- ・地域住民等の参画と情報提供
- ・地域計画の変更

海岸漂着物対策推進協議会に関する基本的事項

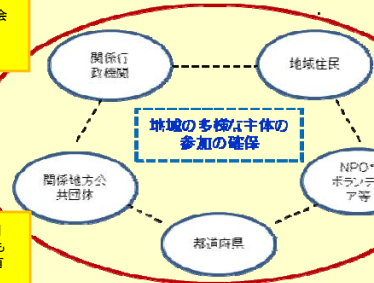
●協議会の組織

- 幅広い主体の参加
- 協議会の体制

●協議会の運営

- 公正・適正な運営・公開
- 定期的開催

国の地方支分部局等が協議会の組織化に当たって協力するとともに、構成員として協議会に参加。



協議会を組織するに当たっては、多様な主体の参加を図るとともに、地域住民の意見を十分に反映することが重要。

海岸を有する市町村や、河川の上流域の地方公共団体とも協力・連携体制を築くことが有効。

NPOやボランティア団体等と協力し、情報を共有しあって、緊密な連携体制を築くことが重要。

その他

1. 推進体制
 - 政府の推進体制
 - 政府・地方公共団体間の推進体制
 - 地方公共団体の推進体制
 - ・都道府県内部（環境部局と海岸部局等）
 - ・都道府県と市町村
 - ・都道府県間
 - ・民間団体等との連携

2. 本基本方針の見直し